

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 山中 益 敏

年 月 日	令和4年4月11日			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	株式会社 奈良新聞社 新生奈良研究会			
年会費支払目的	県内外の各界の専門家、有識者らを招いて研修・意見交換を行い、見識を深める。			
按分率の説明	75% (懇談会の費用を除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本会の活動内容 令和4年9月5日 9月例会 講師：中村 逸郎「なぜプーチン大統領は狂気に陥ったのか—ウクライナ戦争の行方」について講演が行われる。</li> <li>◆ 本会の活動頻度 令和4年9月5日の例会に参加。</li> <li>◆ 効果等について 各界の著名人の講演をお聞きし、見識を深める事が出来、議会活動に活かしていく。</li> </ul>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	(令和4年4月～令和4年9月分) 60,000 円×6ヶ月/12ヶ月	6
	合計		30,000 円	(30,000 円×75% = 22,500 円を充当)
備考	添付資料：規約、講演会資料			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内  
に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

奈良新聞政経懇話会・版奈政経文化懇話会・現代なら研究会・な521くらぶ  
**新生奈良研究会9月合同例会**

謹啓

晩夏の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

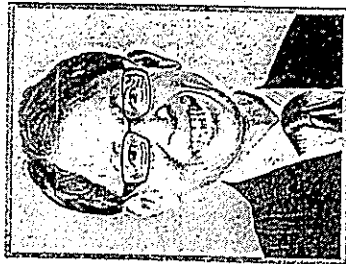
さて、9月例会は、筑波大学名誉教授・筑波学院大学教授 中村 逸郎さんを講師にお迎えして、「なぜプーチン大統領は狂気に陥ったのか—ウクライナ戦争の行方」(仮)と題して講演いただきます。

諸事ご多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席賜りますよう、ここにご案内申し上げます。

謹白  
 令和4年8月吉日  
 新生奈良研究会 事務局長  
 奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内  
 ☎0742-32-1000 (代表)

記

1. 日 時：令和4年9月5日(月) 11:00~12:30 講演会  
10分休憩
2. 会 場：ホテル日航奈良 (奈良市三条本町8-1 ☎0742-35-8831)  
筑波大学名誉教授  
筑波学院大学教授
3. 講 師：中村 逸郎 氏
4. テーマ：「なぜプーチン大統領は狂気に陥ったのか—ウクライナ戦争の行方」(仮)
5. 講師略歴：中村 逸郎 (なかもらいつらう)



1956年 鳥根県生まれ  
 1986年 学習院大学大学院政治学研究科博士課程単位取得退学  
 モスクワ国立大学、ロシア連邦科学アカデミー  
 「国家と法」研究所に留学  
 2000年 鳥根県立大学助教授  
 2001年 筑波大学 社会科学系 助教授を経て、  
 2007年に人文社会学系 教授  
 2022年 筑波大学名誉教授、筑波学院大学教授  
 著書「東京篇 モスクワ篇 文庫」(岩波社、1985年)  
 「ロシア市民—体制転換を生きる」(岩波書店、1999年)  
 「帝政民主主義国家ロシア—プーチンの時代」(岩波書店、2005年)  
 「虚栄の帝国ロシア—闇に消える「黒い」外国人たち」  
 (岩波書店、2007年)  
 「ロシアはどこに行くのか—タンテム型デモクラシーの限界」  
 (4141現代新書、2008年)  
 「ろくでなしのロシア—プーチンとロシア正教」(NHK、2013年)  
 「シベリア 最深紀行—知られざる大地への七つの旅」  
 (朝日新聞、2018年) 文芸春秋 [文芸春秋ライブラリー]、2020年)  
 「ロシアを決して信じるな」(新潮新書、2021年)

◎誠に勝手ながら、出欠のお返事は8月22日(月)までにお願いたします。

9 月 例 会

令和4年9月6日(月)  
 於：ホテル日航奈良

- ☆本日のスケジュール 11:00~12:30 講演会  
 12:30~12:40 休憩  
 12:40~13:40 懇親会

講 師 筑波大学名誉教授・筑波学院大学教授 中村 逸郎氏

テーマ「なぜプーチン大統領は狂気に陥ったのか—ウクライナ戦争の行方」

略 歴

1956年 鳥根県生まれ  
 1986年 学習院大学大学院政治学研究科博士課程単位取得退学  
 モスクワ国立大学、ロシア連邦科学アカデミー 「国家と法」研究所に留学  
 2000年 鳥根県立大学助教授  
 2001年 筑波大学 社会科学系 助教授を経て、  
 2007年に人文社会学系 教授  
 2022年 筑波大学名誉教授、筑波学院大学教授  
 著書 「ロシアはどこに行くのか—タンテム型デモクラシーの限界」 (講談社現代新書、2008年)  
 「ろくでなしのロシア—プーチンとロシア正教」 (講談社、2013年)  
 「シベリア 最深紀行—知られざる大地への七つの旅」  
 (岩波書店、2018年) 文芸春秋 [文芸春秋ライブラリー]、2020年)  
 「ロシアを決して信じるな」 (新潮新書、2021年)  
 など

MEMO

第11号様式の6 (第5条関係)

<p style="text-align: center;">政務活動記録簿 (ホームページの開設等)</p> <p style="text-align: right;">会派・議員名 山中益敏</p>					
年 月 日	令和4年4月11日・他 (令和4年4月1日～令和5年3月31日(12ヶ月))				
表題	奈良県議会議員 山中益敏のホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宣、議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	案分率 50% その理由 (政党等へのリンク)				
内容	政治活動報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	維持管理費	奈良新聞コミュニケーション	月額 12,960円	管理料	5・他
		※全て50%充当 合計 12,960円×50%×12ヶ月=77,760円			
備考	ホームページアドレス : <a href="http://www.yamanaka~masutoshi.com">http://www.yamanaka~masutoshi.com</a> 添付資料 ホームページ制作・保守費用の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

# シャープビジネスローンお申込みの内容

★お客様がお申込みになる会社名  
 シャープファイナンス株式会社  
 〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13  
 (申込年月日) 20 年 月 日

所在地: 奈良市東九条町202-61  
 社名: シャープファイナンス株式会社  
 代表者名: 山中益敏  
 代表者: 山中益敏  
 区分: 個人事業主 (男・女)  
 代表者: 山中益敏  
 〒630-8144 奈良市東九条町202-61  
 電話: 0742-61-7969  
 性別: 男 年齢: 63 年 勤続年数: 31 年  
 婚姻状況: 既婚 同居の家族: 2 人  
 収入: 月収 万円 年収 万円

お名前: 山中益敏  
 住所: 奈良市東九条町202-61  
 性別: 男 年齢: 63 年 勤続年数: 31 年  
 婚姻状況: 既婚 同居の家族: 2 人  
 収入: 月収 万円 年収 万円

お名前: 山中益敏  
 住所: 奈良市東九条町202-61  
 性別: 男 年齢: 63 年 勤続年数: 31 年  
 婚姻状況: 既婚 同居の家族: 2 人  
 収入: 月収 万円 年収 万円

商品名・役務	機種名・型式	メーカー	数量	金額
1. コンピュータシステム	NEC EXPLOS	NEC	1	540,000
2. 5800/10PC				
3. 14				
4. 11				
5. 11				
6. 11				
現金価格合計(①の合計)(税込)				540,000
③ 申込金(頭金)				0
④ 商品代残金(②-③)				540,000
⑤ 分割払手数料				82,080
⑥ 手数料消費税 ※				0
⑦ 分割支払金合計(④+⑤+⑥)				622,080
⑧ 支払総額(⑦+⑧)				622,080

※契約日から最終支払日までの期間が2カ月以内の場合、分割払手数料に消費税が課税されます。

分割払金  
 第1回目 38,880 × 1  
 第2回目以降 129,600 × 145

支払期間  
 自 20 年 月 日  
 至 20 年 月 日  
 毎月の支払日 3  
 支払回数 46  
 口座振替

商品設置場所  
 (お申込み住所と異なる場合)  
 口座振替

[お客様へのお知らせ]

① 契約が成立した場合、3枚目の契約書および4枚目の口座振替依頼書に押印願います。  
 ② 口座振替の場合は、必ずお支払いの3日前までには、ご利用の預金口座へご入金願います。  
 ③ お申込みいただいた内容について数日中に当社より確認の電話を差しあげます。

ゆうちょ銀行以外の金融機関  
 南都信用金庫  
 南都信用組合・農協  
 種別: 1100  
 口座番号: 166  
 支店番号: 34  
 通帳記号: 42808  
 通帳番号(右ツタ記入)  
 名義人: 山中益敏  
 口座: 4枚目に押印して  
 下さい。

販売店: 奈良市法華寺町番地4  
 株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ  
 TEL (0742) 35-2322  
 FAX (0742) 35-2346

シャープファイナンスお問合せ窓口  
 〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13

# 契約事項

注文者(以下、甲という)と納入者(以下、乙という)とは、甲乙間のコミュニケーションシステム等の制作(以下「本業務」という)に関する取引について、以下のとおり契約(以下、「本契約」という)を締結します。

## 第1条(目的)

本契約は、甲が乙に対して発注する本業務に関する取引について、その基本条件を定めたもので、契約の履行に当たっては、甲、乙ともに信義に則り誠実にこれを履行するものとします。

## 第2条(業務内容)

乙が甲に提供する業務は下記の通りとします。

1. 甲より寄せられた原稿・資料(写真・パンフレット・チラシ等)やヒアリング情報に基づく、WEBサイトの企画・設計、デザイン、(X)HTML制作、コミュニケーションシステム(データベース連動コンテンツ管理システム)等の導入
2. 既存の写真・画像等のスキャン(デジタルライズ)  
※1サイトあたりの上限:20枚
3. 紙データ(原稿・資料)のデジタルデータ化  
※1ページあたりの上限:800文字
4. メールフォームの設置  
(携帯コミュニケーションシステムは除く)  
※1サイトにつき1つ
5. メールアカウントの発行  
(携帯コミュニケーションシステムは除く)  
※1サイトあたりの上限:10アカウント
6. レンタルサーバ  
(携帯コミュニケーションシステムは除く)  
※1サイトあたりの上限:100MB

上記はコミュニケーションシステム内での提供内容とし、以下に定める内容(オプション)については有料とし、別途見積りの上、ご相談させていただきます。

- (1)掲載文章の作成(ライティング)
- (2)掲載文章の変更、追加
- (3)掲載写真の撮影
- (4)掲載写真の変更、追加
- (5)デザイン・レイアウトの変更、追加
- (6)新規ページの追加
- (7)イラスト・似顔絵作成
- (8)CI・ロゴデザイン
- (9)コピーライティング
- (10)システム、プログラム(CGI・PHP等)の開発及び設置
- (11)リッチメディア(FLASH・動画等)の作成
- (12)独自ドメインの取得
- (13)公開後のページ更新、追加、修正、削除
- (14)更新システムへの代行入力
- (15)メールアカウントの追加発行
- (16)サーバ容量の追加
- (17)パソコン等の接続及び初期設定
- (18)インターネットの接続
- (19)メール(アカウント)の初期設定

尚、上記プラン以外または定めのないものについては別途契約とします。

## 第3条(デザインに関する取決)

1. 提出するデザインは、トップページ(第一階層)と第二階層、第三階層、それぞれ1案を原則とします。
2. 甲が了承したデザインに関して、後に変更を希望する場合には、乙は別途料金を加算するものとします。
3. 変更箇所が生じた場合、乙は制作期間を延長することができるものとします。

## 第4条(制作途中の解約とその費用)

1. 本契約の申込後の取消や修正については、乙が申込を受け付け、本業務に着手した後は原則として行えないものとします。ただし、止む負えない理由で甲が解約を希望する場合は、その理由を速やかに乙に対して通知し承諾を得なければならぬものとし、制作途中までの費用を乙に対し支払わなければならないものとします。

2. 乙の都合により、理由を問わず契約を途中で解約出来るものとします。その場合の制作料金は発生しないものとします。

3. 制作完了後の返品・キャンセルは一切出来ないものとします。

4. 制作途中の解約による規定損害金については、以下各号について定めるものとします。

- (1)甲が乙の制作者と打合せ後、甲の申し出によりキャンセルする場合は、乙は第5条1項に定める申込金を返却しないものとします。

- (2)甲が、乙による制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の履行のために負担した費用をすみやかに支払わなければならないものとします。

- (3)本契約の発効後においても、第4条4項(1)(2)はその効力を有するものとし、甲に対する乙の規定損害金請求権の行使を妨げないものとします。

## 第5条(契約費用の支払時期及び方法)

1. 甲は、本契約締結後、1週間以内に申込金を支払うものとします。

2. 乙は申込金の受領をもって制作業務に着手するものとします。

3. 甲は、本契約に係る代金を、成果物納入時に実施される動作確認完了後、遅滞なく乙所定の方法で支払うものとします。以下各号についても定めるものとします。

- (1)消費税及び支払いに関する手数料は、甲の負担とします。

- (2)甲の支払方法が、乙が指定した信託会社を利用する場合、信託会社の規定に基づき信託会社との契約及び支払いを行うものとします。乙は、甲と信託会社の契約後、その契約に関与しないものとします。

- (3)乙の業務開始後、甲の要求により、第2条1項~6項に定める業務以外の追加作業が発生する場合、当該作業に係る費用を別途請求できるものとします。

- (4)成果物納入前であっても、WEBサイト及びメールサーバの稼働を必要とする場合、甲は当月よりレンタルサーバ契約等に係る費用を支払うものとします。

- (5)甲がこの要請を拒否したときは、乙はそれまでに要した代金全額を請求することができるものとします。

## 第6条(甲の役割分担)

甲は本業務の遂行に当たり、次の各号に定める役割を分担するものとします。

1. WEBサイト制作に必要な原稿・資料等の提出
2. 乙から要請された制作打合せへの参加
3. 乙から要請された中間成果物の確認作業
4. その他、本契約で定める各事項及び乙が要請した作業への協力

## 第7条(成果物の納品)

1. 乙が甲に成果物の納品を行う前に、甲はインターネット上で成果物の確認をするものとします。成果物確認依頼の要約は、乙がEメール等の手段によって甲に通知するものとします。

2. 甲は、成果物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとします。

3. 甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行うものとします。

4. 確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への返信が無い場合は、甲により成果物の内容が承認されたものとします。

5. 甲の確認通知を乙が受領後、インターネット上の所定のアドレスにて公開し、成果物としてCD等のメディアにて納品するものとします。

## 第8条(成果物の返品・再作成)

1. 成果物の返品・再作成については、乙の責に帰するもの以外は無条件で受け付けず、乙の責に帰するものについては、その負担で再作成を行うものとします。

2. 甲の誤入力や誤記に起因する間違いについては、再作成ではなく、新規の申込として受け付け、乙は甲に乙所定の料金を請求できるものとします。

3. デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるものとします。

## 第9条(品質保証)

乙は成果物の納品前に表示および動作確認を行うものとします。保証する表示および動作環境は別途仕様書に記載するものとします。

## 第10条(著作権)

1. 成果物及びコミュニケーションシステムの著作権は乙に帰属し、甲は乙より、成果物及びコミュニケーションシステムのライセンス使用権を得るものとします。ただし、既存プログラム等を利用する場合、その著作権はプログラム作成者(会社・団体・個人)に帰属し、甲はそれらライセンス使用権を得るものとします。

2. 乙が甲に納品するのは完成物((X)HTML、GIF、JPGファイル等)のみとなり、制作時のデザインファイル(Photoshop、Illustrator、Fireworksファイル等)やコミュニケーションシステム・プログラム(お問い合わせフォーム、ショッピングカート等)は提供しないものとします。
3. 甲は成果物を販売、レンタル、リース、貸与、再許諾、譲渡またはその他の方法で再頒布しないものとします。

## 第11条(禁止事項)

乙は、次のいずれかに該当した時(またはその恐れのある時)は甲の依頼を承認しない場合があるものとします。

1. 作成依頼内容に、虚偽の記載があったとき
2. 競合中掲載の掲載依頼があったとき
3. 非合法あるいは不適切と判断されたとき
4. その他乙が契約にあたり不適切と判断したとき

乙は、契約後であっても甲が前項の何らかに該当することが判明した場合、契約を取り消すことができ、その時点までに要した代金を甲に請求出来るものとします。

## 第12条(個人情報の保護)

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならないこととします。

## 第13条(秘密保持)

甲および乙は、本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の秘密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないこととします。

## 第14条(責任制限)

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わないものとします。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わないものとします。

## 第15条(免責)

いずれの当事者もストライキ、暴動、火事、爆発、天災、戦争、政府の行為、予測を越えたコンピュータウィルスの発生もしくはその他当事者のコントロールを超えた原因により生じた契約不履行もしくは契約履行遅延に関して責任を負わないものとします。

## 第16条(協議)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈等に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙双方同意をもって協議し、円滑解決を図るものとします。

630-8144

奈良県奈良市東九条町202-61

山中益敏事務所 御中

(6201E0003809) 00091-00091

(お問い合わせ窓口)

541-0052  
大阪市中央区安土町2丁目3-13  
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター  
0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

ご利用方式 : 立替払契約

お支払日	毎月 3 日	お支払方法	口座振替
ご契約日	19 年 6 月 20 日	お問い合わせ お電話番号	6201E0003809
商品名	コンピターソフト ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
お支払期間	19 年 8 月 3 日 23 年 5 月 3 日		
お支払合計額	622,080円		

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、  
口座番号は表示しておりません。

南都銀行	口座番号*****
預金種別	口座名義人 ヤマナカ マスシ
お取扱店	株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ TEL 0742-35-2322

お支払明細

作成日 19 年 6 月 25 日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
 ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、  
 ご確認のうえ申込書とあわせてご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。  
 今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

お支払回数	お支払年・月・日	お支払金額	お支払後の残高
1	19 8 3	3888円	583200円
2	19 9 3	12960円	570240円
3	19 10 3	12960円	557280円
4	19 11 3	12960円	544320円
5	19 12 3	12960円	531360円
6	20 1 3	12960円	518400円
7	20 2 3	12960円	505440円
8	20 3 3	12960円	492480円
9	20 4 3	12960円	479520円
10	20 5 3	12960円	466560円
11	20 6 3	12960円	453600円
12	20 7 3	12960円	440640円
13	20 8 3	12960円	427680円
14	20 9 3	12960円	414720円
15	20 10 3	12960円	401760円
16	20 11 3	12960円	388800円
17	20 12 3	12960円	375840円
18	21 1 3	12960円	362880円
19	21 2 3	12960円	349920円
20	21 3 3	12960円	336960円
21	21 4 3	12960円	324000円
22	21 5 3	12960円	311040円
23	21 6 3	12960円	298080円
24	21 7 3	12960円	285120円
25	21 8 3	12960円	272160円
26	21 9 3	12960円	259200円
27	21 10 3	12960円	246240円
28	21 11 3	12960円	233280円
29	21 12 3	12960円	220320円
30	22 1 3	12960円	207360円
31	22 2 3	12960円	194400円
32	22 3 3	12960円	181440円
33	22 4 3	12960円	168480円
34	22 5 3	12960円	155520円
35	22 6 3	12960円	142560円
36	22 7 3	12960円	129600円

お支払回数	お支払年・月・日	お支払金額	お支払後の残高
37	22 8 3	12960円	116640円
38	22 9 3	12960円	103680円
39	22 10 3	12960円	90720円
40	22 11 3	12960円	77760円
41	22 12 3	12960円	64800円
42	23 1 3	12960円	51840円
43	23 2 3	12960円	38880円
44	23 3 3	12960円	25920円
45	23 4 3	12960円	12960円
46	23 5 3	12960円	0円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

政務活動記録簿 (県外・県内視察)

会派・議員名 山中益敏

年 月 日	令和4年4月21日～令和4年4月21日				
政務活動先	・衆議院第二議員会館				
政務活動の目的	・「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群の世界遺産に向けた取り組みについて				
相手方	・文化庁次長塩見みづ枝・文化資源活用課鈴木室長・小此鬼専門官・西文化財調査官・文化財調査官鈴木博士				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群の現状等について。</li> <li>・世界遺産条約には文化遺産と自然遺産があり、1992年に日本では条約の締結をしており、法隆寺の仏教建造物が第一号登録となる。</li> <li>・世界遺産への登録基準等や世界遺産登録への審査プロセスについて学ぶ。</li> <li>・まずは、飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群の現状について学ぶ。</li> <li>・次に、飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群の課題等について学ぶ。</li> <li>・飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群のスケジュールについて学ぶ。</li> <li>・飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群の文化庁の評価について学ぶ。</li> <li>・世界遺産に向けた具体的な取り組みへ繋げる。</li> </ul>				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	奈良～京都	近鉄 乗車券特急券	奈良～京都 (往路)	1,160	9
	京都～東京	JR 乗車券特急券	京都～東京 (往路)	14,170	9
	東京～京都	JR 乗車券特急券	東京～京都 (復路)	14,170	9
	京都～奈良	近鉄 乗車券特急券	京都～奈良 (復路)	1,160	9
	宿泊費	円			
	会費	円	内訳:		
	合計	30,660円 (全て政務活動費)			
備考	添付資料：視察状況写真・説明担当者の名刺				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。





文化庁次長(京都担当)  
塩見 みづ枝

文化庁

Agency for Cultural Affairs  
Government of Japan

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 旧庁舎5F  
Tel: 03-5253-4111 [代表]  
03-6734-3116 [直通] Fax: 03-6734-3811  
Mail: [REDACTED]



JAPAN  
CULTURAL  
EXPO

〒605-8505 京都府京都市東山区東大路道  
松原上る三丁目農沙門町43-3  
Tel: 075-330-6720 [代表] Fax: 075-561-3512



文化庁 文化資源活用課  
文化遺産国際協力室

室長 鈴木 文孝

文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
旧文部省庁舎6階  
Tel: 03-5253-4111 [内線4762]  
03-6734-4762 [直通]  
Fax: 03-6734-3820  
Mail: [REDACTED]



文化庁政策課 専門官

小此鬼 洋平

OKONOGI Yohei

文化庁  
Agency for Cultural Affairs  
Government of Japan

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
旧文部省庁舎5階  
Tel: 03-5253-4111 [内線 4464]  
03-6734-2809 [直通]  
Fax: 03-6734-3811  
Mail: [REDACTED]



文化庁

鈴木 地平

文化財調査官  
博士(地域政策学)



文化庁 文化資源活用課  
文化遺産国際協力室  
主任文化財調査官

西 和彦

文化庁  
Agency for Cultural Affairs  
Government of Japan

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
旧文部省庁舎6階  
TEL: 03-5253-4111 [内線4763]  
FAX: 03-6734-3820  
E-mail: [REDACTED]

飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群の現状について、文化庁次長の塩見みづ枝氏、文化資源活用課長の鈴木文孝氏などより説明を受け意見交換を行う。

(衆議院第二議員会館)



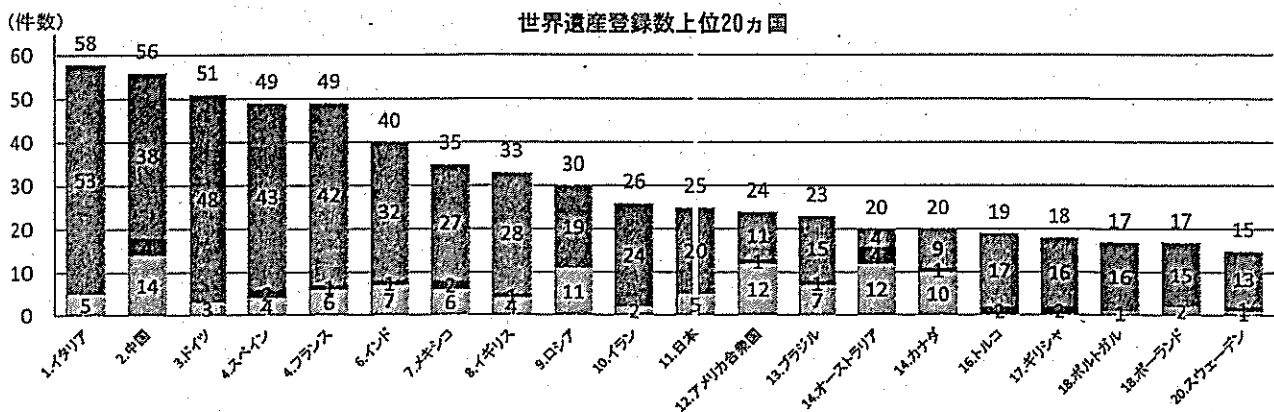
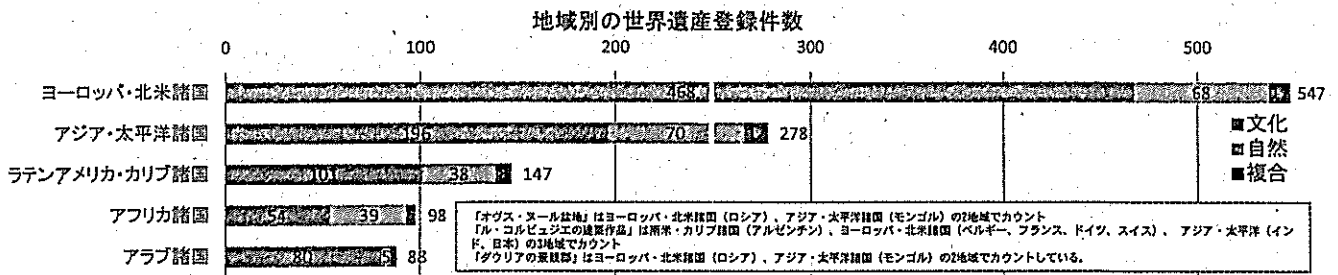
# 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群の 現状について

令和4年4月  
文化庁

## 世界遺産条約とは

文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、人類全体のための世界の遺産として保存する必要があることを考慮し、その保護を行うための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする。

- 1972年 ユネスコ総会で条約採択
- 1975年 条約発効
- 1992年 日本の条約締結
- 2022年4月現在 締約国数194ヶ国、世界遺産登録数1,154件（文化897件、自然218件、複合39件）



# 世界遺産一覧表への記載に必要なこと

## 1. 価値の証明

### (1) 顕著な普遍的価値

(Outstanding Universal Value)

国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値の一の遺産となる。

### (2) 真実性 (Authenticity)

オリジナルの状態を維持していること

### (3) 完全性 (Integrity)

価値を表すものの全体が残っていること

## 2. 保全措置

### (1) 構成資産保護

### (2) 緩衝地帯 (Buffer Zone) の設定

登録基準 (文化遺産の場合) 複数に渡って該当

(i) 人類の創造的才能を表す傑作である。

(ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。(修景・景観)

(iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。(歴史・跡)

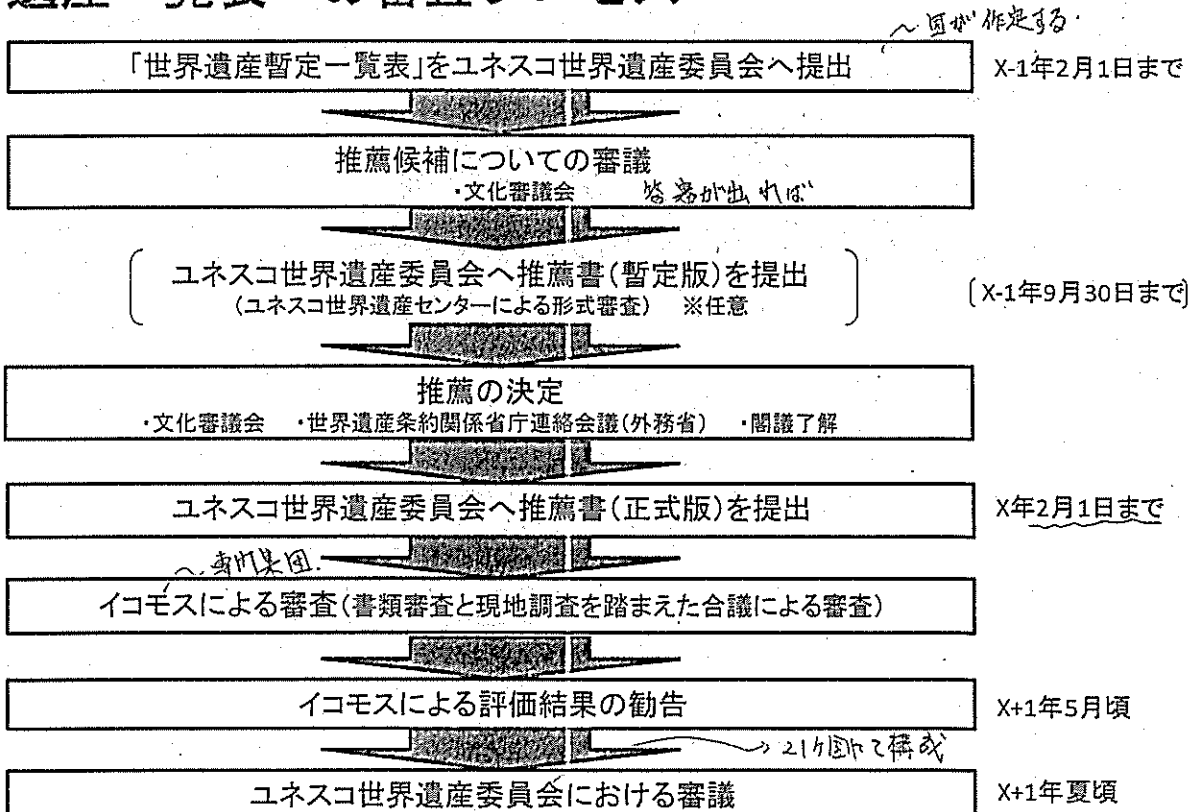
(iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に関する優れた見本であること。

(v) ある文化 (または複数の文化) を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている。

(vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること (ただし、この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

2

# 世界遺産一覧表への審査プロセス



※ ユネスコ世界遺産委員会における審議は、ユネスコの定めにより、令和2年(2020)より各国、文化遺産・自然遺産あわせて年1件。約1年近くかかる。

# 我が国の世界遺産(文化遺産20件、自然遺産5件)

佐渡にワリスは現在

記載物件名	所在地	記載年	区分
① 法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	H5	文化
② 姫路城	兵庫県	H5	文化
③ 屋久島	鹿児島県	H5	自然
④ 白神山地	青森県・秋田県	H5	自然
⑤ 古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	京都府・滋賀県	H6	文化
⑥ 白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	H7	文化
⑦ 原爆ドーム	広島県	H8	文化
⑧ 厳島神社	広島県	H8	文化
⑨ 古都奈良の文化財	奈良県	H10	文化
⑩ 日光の社寺	栃木県	H11	文化
⑪ 琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	H12	文化
⑫ 紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	H16	文化
⑬ 知床	北海道	H17	自然
⑭ 石見银山遺跡とその文化的景観	島根県	H19	文化
⑮ 小笠原諸島	東京都	H23	自然
⑯ 平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	H23	文化
⑰ 富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	H25	文化
⑱ 富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	H26	文化
⑲ 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	H27	文化
⑳ 国立西洋美術館(ル・コルビュジエの建築作品 -近代建築運動への顕著な貢献-)	東京都(他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド)	H28	文化
㉑ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	H29	文化
㉒ 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	H30	文化
㉓ 百舌鳥・古市古墳群-古代日本の墳墓群-	大阪府	R1	文化
㉔ 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	鹿児島県、沖縄県	R3	自然
㉕ 北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道、青森県、秋田県、岩手県	R3	文化

4

## 世界遺産暫定一覧表記載リスト

(文化遺産5件)

- ① 古都鎌倉の寺院・神社ほか(神奈川県)
- ② 彦根城(滋賀県)
- ③ 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群(奈良県)
- ④ 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群(新潟県)
- ⑤ 平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-(拡張)(岩手県)

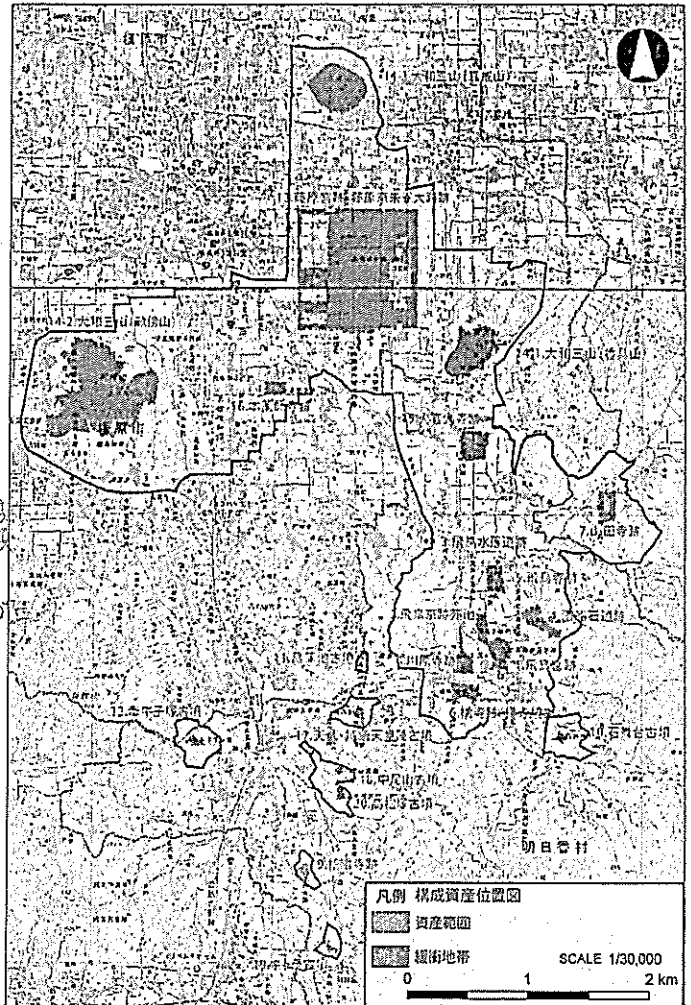
# 「飛鳥・藤原」の概要

(県提供資料を基に作成)

ポイント3点、

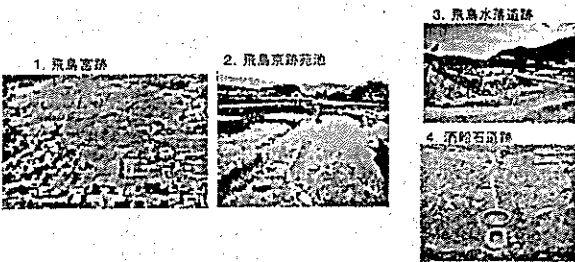
「飛鳥・藤原」は、6世紀末期から8世紀初頭の約100年という短い期間に、東アジア地域東端に位置する日本列島の中心において、<sup>①</sup>初めて中央集権国家が誕生したことを示す資産である。それは、当時の東アジア地域における緊迫した情勢の下に、<sup>②</sup>中国・朝鮮半島の諸国間で繰り広げられた政治的・文化的交流の所産であり、外来の「律令制度」に倣いつつ、独自に発展させた中央集権体制による国家統治システムを表す「宮殿跡」・「仏教寺院跡」・「墳墓」の20の構成資産群から成る。

世界でもけりな存在。

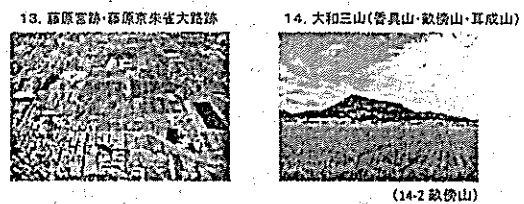


## 「飛鳥・藤原」の宮都とその関連資産群を構成する遺産候補(県作成)

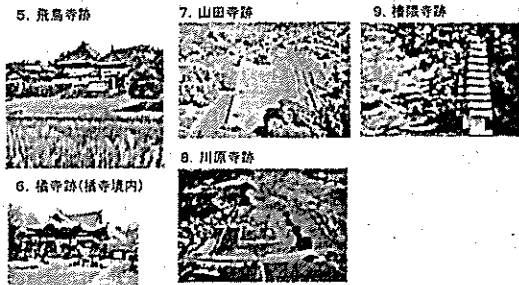
### 飛鳥宮の段階



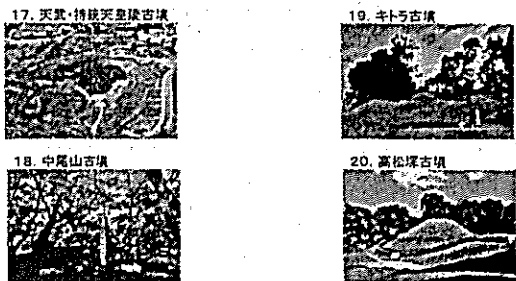
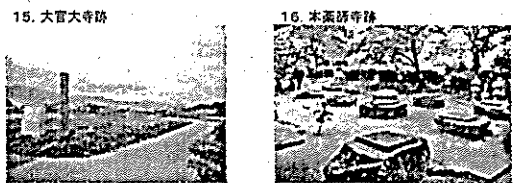
### 藤原宮の段階



### 仏教寺院跡



### 墳墓



## 「飛鳥・藤原」の進捗状況(令和3年5月現在)

R3-3の祖案が提出された。R3.12に評価結果があった。

- ・ 専門委員会を重ね、当該遺産の価値付けの方向性、価値を証明するための構成資産の選択に関する検討を進めている。
- ・ 構成資産の候補である特別史跡山田寺跡について保存活用計画の検討が進められており、令和3年度中の策定が予定されている。これにより、構成資産とする予定の文化財について概ね保存活用計画が整う見込み。包括的保存管理計画は令和2年度に素案が作成され、令和3年度に完成予定。
- ・ 宮内庁など関係する行政機関との連携構築も進んでいる。文化庁、県、明日村での協議

この遺産の保存活用はどうするか？

8

## 「飛鳥・藤原」の課題等(令和3年5月現在) 価値に変わる。

- ・ 百濟歴史地域や慶州歴史地域など同種の資産がすでに世界遺産一覧表に登録されている中で、日本列島における国家統治システムの形成過程を示すことが人類史としてどのような意味を持つか更なる検討が必要。世界遺産である事から、世界的価値を示す「シンパツ」をどの意味を示す必要があるか。
- ・ 日本が中国大陸や朝鮮半島から文化や技術を摂取していった過程にどのような特徴があるか更なる検討が必要。考古学的な事実の上で、現代に必要かを価値として示す必要があるか？

9

# 「飛鳥・藤原」の課題等 (令和3年5月現在)

・ 仮定のストーリーの部分は、かなりかたまってきている。

・ 大まかにシナリオも持った上で、将来像を示す中、  
・ どのくらい細かな中身も理解をした上で進めてほしい。

- ・ **文化財の追加指定など、主張しようとする価値に対応する構成資産を万全に保護するための法的担保措置について引き続き検討が必要。** 藤原宮の保護範囲については、完全形が必要。久米を移し（移す）、又、埋もれ（埋もれ）
- ・ **包括的保存管理計画についてさらに精緻な検討が必要。** 1/10の計画  
・ 現状の進展はどうか、素案は出来るのかなと思うが、全ての遺産に向けた保存が必要。  
・ 災害等に対するリスクをどう与えるか？ 未検討の所を追加。来訪者に対する対応が必要。来訪者管理
- ・ **ほぼ全ての構成資産が地下遺構であるため、インタープリテーション戦略を検討し、短期・中長期の行動計画を立てることが必要。** 戦略も必要では  
ないか？  
この地下遺構をどう見せていくか、説明していくか、どうアプローチするか必要権がある。  
・ AR等の技術。

・ はてこの現地調査について、現地調査を大切に、地元の盛り上げが大切。  
・ 構成資産の必要性を価値の上から示す大切。保護の温度差がある時

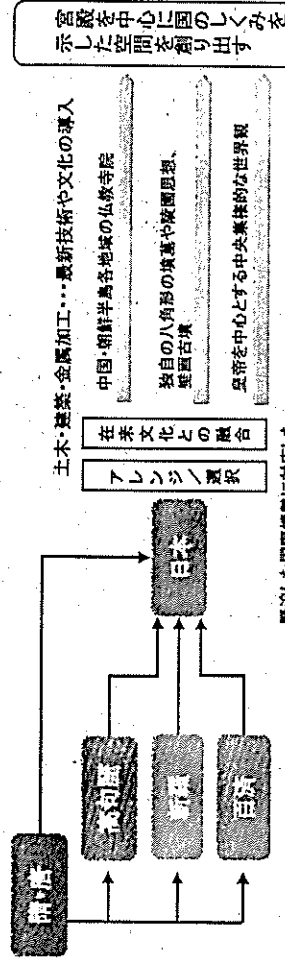


# 「飛鳥・藤原」を世界遺産に!

## 「飛鳥・藤原」の世界遺産としての価値とは?

6世紀末～8世紀初頭の東アジアにおける技術や文化の交流を示しています。

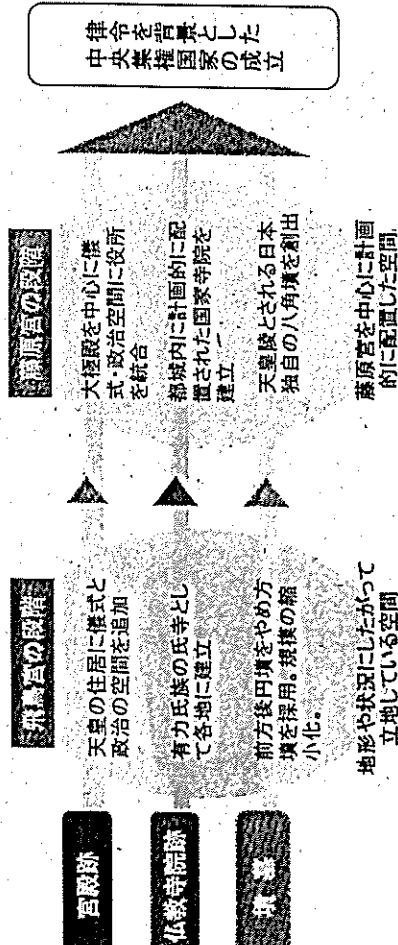
「飛鳥・藤原」の時代、長らく分裂状態にあった中国で、隋や唐という統一王朝が成立し、周辺諸国への影響を強めました。緊迫する国際情勢の下、日本は強い国づくりをめざして、中国・朝鮮半島との交流によって得た最新の技術や文化を自分たちでアレンジし取り込みました。国のしくみを目に見える形にした藤原宮を中心とする空間と、それを構成する数々の資産を生み出した技術と文化の交流を「飛鳥・藤原」は示しています。



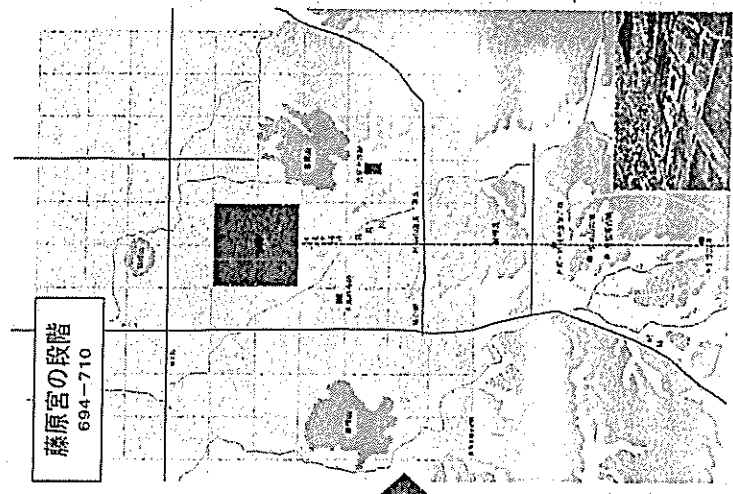
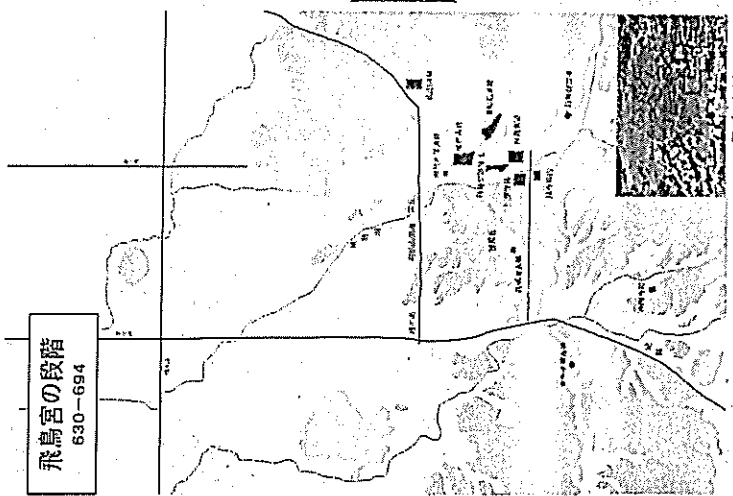
遺跡の変遷により国の成り立ちがわかる東アジアで唯一の例です。

「飛鳥・藤原」以前の時代は、大きな古墳を造り、各地の有力者が権威を示した時代でした。そして「飛鳥・藤原」より後の奈良時代は、整然と区画された都のなかに役所や仏教寺院が建ち並ぶ時代になります。この両者の間には、政治体制や思想、技術など大きな変化があります。

「飛鳥・藤原」は、宮殿の構造、寺院の建物配置、墳墓の形、これらの位置など遺跡の変化が判明しています。これらと比較によって、中国を模範とした国づくりの過程を示すことができる唯一の例です。



[コンテンツの内容は令和9年12月時点のものですが]

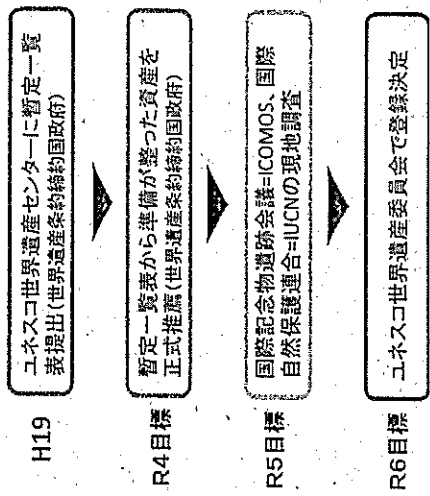


ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。

iii) 現存するか消滅しているがかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。

「世界遺産条約履行のための作業指針」より

### 世界遺産登録までの流れ



種別	記載年	資産名
文化	1992	古都鎌倉の寺院・神社ほか
文化	1992	彦根城
文化	2007	飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群
文化	2010	金を中心とする佐渡鯨山の遺産群
文化	2012	平泉一仏国土(浄土)を慕う建築・庭園及び考古学的遺跡一(拡張)

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会  
(奈良県・藤原市・斑鳩市・明日香村)

令和2年3月30日

令和2年3月10日

- ① 世界的な観点から顕著な普遍的価値(OUV)の論理的かつ明確に表現することが試みられた。
- ② 評価基準及び構成資産の選択により、全ての構成資産が評価基準に貢献するための整理が試みられた。
- ③ 専門委員会を重ね、当該遺産の価値付けの方向性、価値を証明するための構成資産の選択に関する検討を進めている。
- ④ 構成資産の候補である特別史跡山田寺跡について保存活用計画の検討が進められており、令和3年度中の策定が予定されている。これにより、構成資産とする予定の文化財について概ね保存活用計画が整う見込み。包括的保存管理計画は令和2年度に素案が作成され、令和3年度に完成予定。

進捗状況

- ③ 宮内庁など関係する行政機関との連携構築も進んでいる。

東アジアにおいて中国の影響を受けながら様々な国家が成立した時期に日本列島における国家成立の過程を示すことが、どのような意味を持つか更なる検討が必要。

- ① 東アジアにおいて中国の影響を受けながら様々な国家が成立した時期に日本列島における国家成立の過程を示すことが、どのような意味を持つか更なる検討が必要。
- ② 日本が中国大陸や朝鮮半島から文化や技術を摂取していった過程にどのような特徴があるか示すことが必要。
- ③ 文化財の追加指定など、主張しようとする価値に対応する構成資産を完全に保護するための法的担保措置について引き続き検討が必要。
- ④ 候補となる構成資産に係る保存活用計画及び包括的保存管理計画の策定に関する検討が必要。
- ⑤ ほぼ全ての構成資産が地下遺構であるため、インタージェンテーション戦略を検討し、短期・中長期の行動計画を立てることが必要。

課題

- ① 東アジアにおいて中国の影響を受けながら様々な国家が成立した時期に日本列島における国家成立の過程を示すことが、どのような意味を持つか更なる検討が必要。
- ② 日本が中国大陸や朝鮮半島から文化や技術を摂取していった過程にどのような特徴があるか示すことが必要。
- ③ 文化財の追加指定など、主張しようとする価値に対応する構成資産を完全に保護するための法的担保措置について引き続き検討が必要。
- ④ 候補となる構成資産に係る保存活用計画及び包括的保存管理計画の策定に関する検討が必要。
- ⑤ ほぼ全ての構成資産が地下遺構であるため、インタージェンテーション戦略を検討し、短期・中長期の行動計画を立てることが必要。

明瞭な価値の提示と、保存管理計画の精緻な検討が必要。

今後の方向

推薦書(素案) 2章 評価基準(iii) の比較研究

推薦書(素案) 2章 評価基準(ii) の比較研究

OUVに即した範囲の決定 史跡追加指定の継続

包括的保存管理計画を策定

遺跡整備など世界遺産理解のための説明方法の検討 登録まで/登録後の戦略を検討

第11号様式の7 (第5条関係)

政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 山 中 益 敏

年 月 日	令和4年6月9日				
政務活動先	国土交通省				
政務活動の目的	国土交通省：踏切道におけるバリアフリー対策に係る要望書を斉藤鉄夫国土交通大臣に提出する。				
相手方	国土交通省：斉藤鉄夫大臣				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記の事	<p>国土交通省：4月25日、奈良県内の踏切において、視覚障がい者の方が電車にはねられ亡くなる事件が発生しました。早速、5月24日に事故現場を視察し、現場の状況や踏切の危険性などを確認し、現地の大和郡山市を始め奈良県等に改善を訴える。その後、5月31日に近畿地方整備局・近畿運輸局の参加を頂き、地方自治体・鉄道事業者も加わり、踏切内における協議が進み、踏切内における、エスコートゾーンの設置がされる事となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の陳情では、踏切内におけるガイドラインの見直しを始め、ガイドラインの対策を速やかに進める上で、国としての参加要請や効果的に検知する対策、国による技術的な指導等を要望事項として提出する。</li> <li>・道路の移動等円滑化に関するガイドラインの改訂が6月9日にある。</li> <li>・現場では、大和郡山市の責任でエスコートゾーンが設置される</li> </ul>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	奈良～京都	近鉄 乗車券特急券	奈良～京都 (往路)	1,160	19
	京都～東京	J R 乗車券特急券	京都～東京 (往路)	13,970	19
	東京～京都	J R 乗車券特急券	東京～京都 (復路)	13,970	19
	京都～奈良	近鉄 乗車券特急券	京都～奈良 (復路)	1,160	19
	合計	30,260円 (すべて政務活動費)			
備考	添付資料：提出資料 (要望書) ・写真・名刺				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

国土交通大臣

衆議院議員 齊藤 鉄夫

令和4年6月9日 国土交通省・国土交通大臣室において要望



令和4年6月9日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

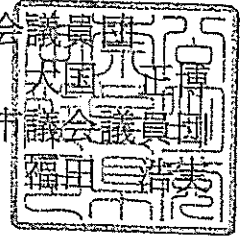
公明党

奈良県議会

団 長

大和郡山市議会

幹事長

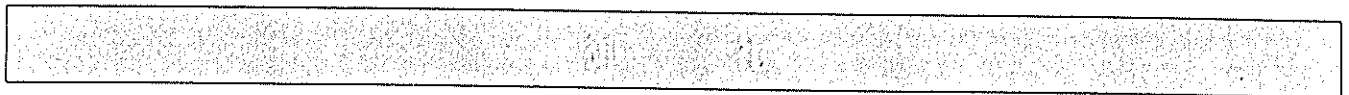


## 踏切道におけるバリアフリー対策に係る要望書

4月25日、大和郡山市内の近畿日本鉄道踏切内において全盲の女性が電車にはねられて亡くなる事故が発生しました。

公明党奈良県議団および大和郡山市議会議員団は、5月24日に大和郡山市担当職員や奈良県視覚障害者福祉協会の辰巳壽啓会長とともに事故現場でお話を聞かせていただいております。

二度とこのような痛ましい事故が起きないように特段の取組みとご指導賜りますようお願い申し上げます。



齊藤国土交通大臣のお力添えにより5月31日、近畿地方整備局、近畿運輸局のご担当者に参加していただき、踏切内の対策について協議が進み、踏切内へのエスコートブロックが整備されることとなりました。本当に有難うございました。



1. 今回の事件を受け、視覚障害者など、当事者の意見も踏まえ、速やかにガイドラインを見直し、踏切道における基準を新たに設定していただきたい。
2. ガイドラインに基づく対策を速やかに講じるため、鉄道事業者など関係者が連携を図る場に、国としても参加、協力をお願いしたい。
3. 二度とこうした事件が起きないように、障害物検知装置やICTを活用した効果的な対策などについて、国として調査研究を行なっていただきたい。
4. 踏切内における誘導表示等を敷設するための材料や技術的な指導をお願いしたい。

以上

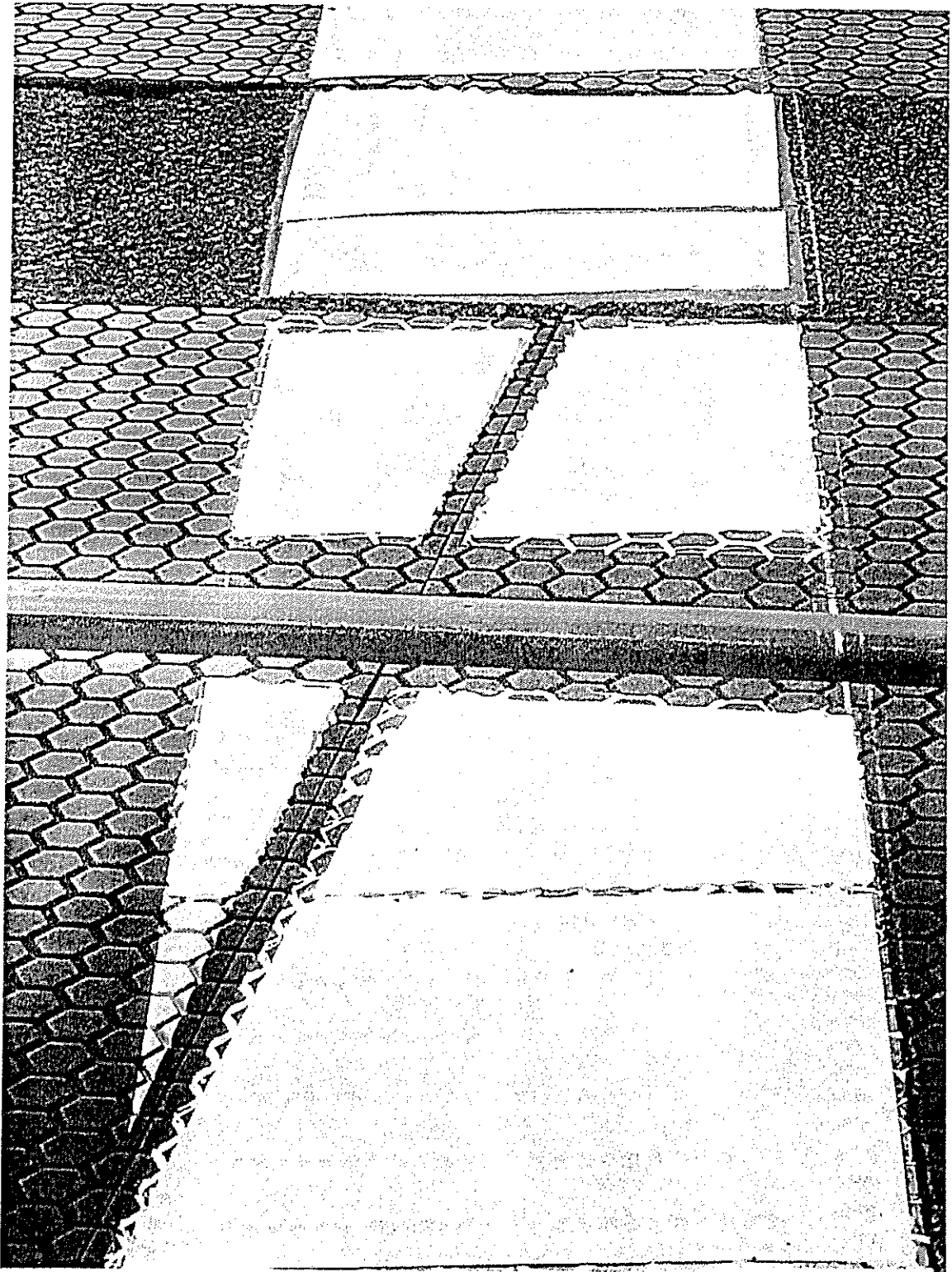
5月24日奈良県視覚障害者福祉協会の辰巳会長と現場調査



令和4年6月8日午前0時45分頃から4時頃にかけて  
施工されたエスコートブロック







## 【要望事項】

1. 今回の事件を受け、視覚障害者など、当事者の意見も踏まえ、速やかにガイドラインを見直し、踏切道における基準を新たに設定していただきたい。

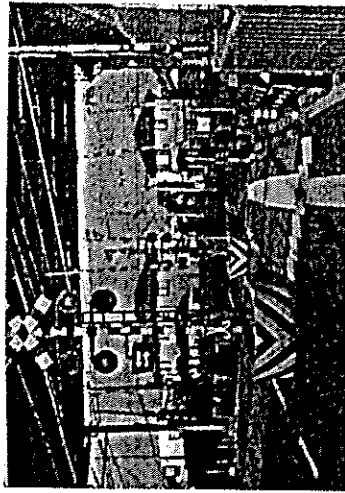
⇒ 本年4月25日の近畿日本鉄道日本橋原線<sup>かしはら</sup>における視覚障害者の方の踏切事故を受けて、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定するため、日本視覚障害者団体連合にご参加いただき、有識者委員会を5月18日に開催しました。本日14時に、踏切道での対策2項目(※)について追加し、ガイドラインを改定・公表する予定であり、踏切における安全確保に努めてまいります。

## ＜踏切道での視覚障害者誘導に関する記載＞

現行のガイドラインでの記載内容

### ＞ 事例紹介

事例の掲載により、好事例を各道路管理者に周知し、バリアフリー対策の普及を図っている。



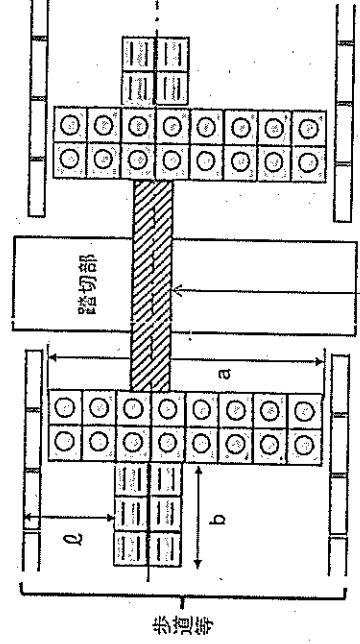
(踏切手前への視覚障害者誘導用ブロック、踏切内への誘導表示を設置した事例)

改定したガイドラインでの記載内容

※ 踏切道での視覚障害者の誘導について、以下の整備内容を明確に規定

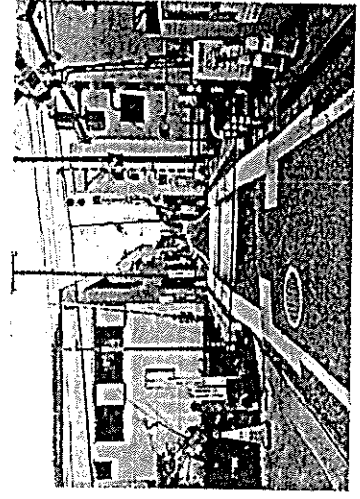
1. 踏切手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置 (道路上)  
(積極的な整備を求めめる内容)
2. 視覚障害者が踏切の外にいると誤認することを回避するため、踏切内に表面に凹凸のある誘導表示等を設置 (踏切内)  
(さらに高い水準として望ましい整備内容)

### ＞ 誘導用ブロック等の設置図を追加



表面に凹凸のついた誘導表示等

### ＞ 事例の追加



奈良県大和郡山市の事例  
(歩車分離されていない道路での)

【要望事項】

3. 二度とこうした事故が起きないように、障害物検知装置やICTを活用した効果的な対策などについて、国として調査研究を行っていただきたい。

⇒ 踏切内の人や自動車を検知する障害物検知装置が実用化しており、高規格方式の導入等に対して補助しています。AI画像解析等による異常検知などの技術開発が鉄道事業者において進められており、一部の実証実験においては、国から補助しているところ です。

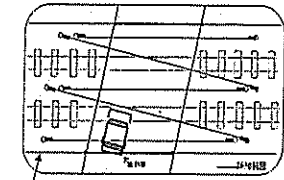
既存の障害物検知装置の設置を進めるとともに、新たな技術が実用化段階になれば、踏切の安全性の向上がより一層図られるよう、(補助対象を拡充するなど)必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

<既に実用化されている踏切安全対策>

○ 障害物検知装置

○ 光電式

線よる検知  
(設定例：4秒以上検知すると支障物と判断)

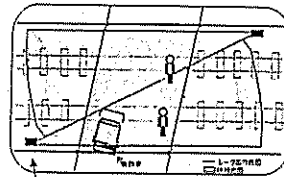


光電式障害物検知装置

検知対象：長さ2.9m(軽自動車)以上  
高さ750mm程度  
検知距離：最大40m

○ 2D方式

扇形のビームによる面検知  
(設定例：2秒間に3回検知すると支障物と判断)

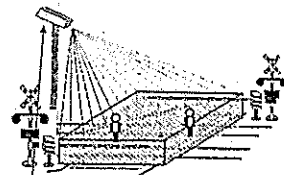


2D(ミリ波式障害物検知装置)

検知対象：高さ110cm以上  
直径16cm以上  
検知距離：6.25~24.5m

○ 3D方式

レーザー光による3D検知  
(設定例：5秒以上検知すると支障物と判断)



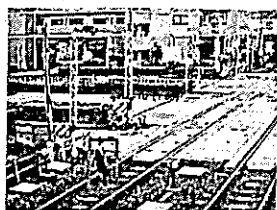
3D(三次元式障害物検知装置)

検知対象：自動車等の一定の大きさを持つ100cm角以上  
検知距離：5~30m

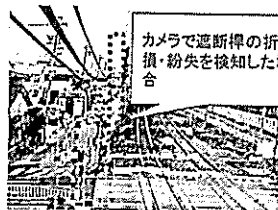
名古屋鉄道等における実証実験

コストを抑えて鉄道の安全を確保する。国土交通省  
中央省への支援(高規格方式の導入への補助)

- (株)トヨタシステムズと名鉄EIエンジニア(株)は、踏切に設置したカメラで撮影した画像をAIにより画像解析を行うことで、遮断棒が降りる前から事故に繋がるおそれのある危険な状況を検知し、指令室への早期警報や現地の車や歩行者への注意喚起を行うシステムを開発中。
- 令和2年3月より、名古屋鉄道の踏切にカメラを設置の上、危険な状況を撮影し、画像データを蓄積。
- 令和3年度より、名古屋鉄道の踏切にカメラを順次設置し、AI画像解析の精度を高める検証を実施中。
- 令和4年度より、指令室や列車への通知方法、及び現地の自動車や歩行者への注意喚起に関する実証試験を実施予定※。



人の線路内侵入



遮断棒の折損



前方道路の渋滞



遅れて渡る人

← [指令室や列車への通知] →

← [自動車や歩行者への注意喚起] →



指令室

緊急連絡

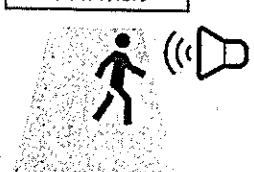


侵入できません

路側機  
(ETC2.0/ITS Connect)



電車が来ます



※ 車への注意喚起におけるETCの活用にあたり、実証実験の結果を踏まえて、関係省庁への提言を検討

○ 西武鉄道(株)では、沖電気工業(株)、丸紅ネットワークソリューションズ(株)、(株)コンピュータシステム研究所と開発した、カメラ画像の解析による踏切内の人を検出し、接近する列車へ停止信号を伝える以下システムについて、3か所の踏切道において、令和3年12月より導入試験を実施中。

- ①踏切滞留AI監視システム(設置:2踏切)
- ②3D画像解析踏切監視システム(設置:1踏切)

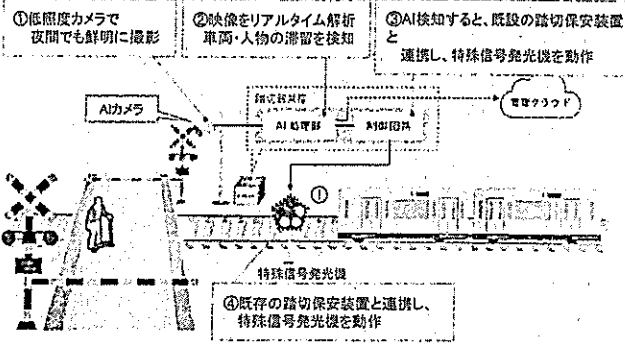
西武鉄道プレスリリース(2021.11.18)より

### ①踏切滞留AI監視システム

(メーカー: 沖電気工業、丸紅ネットワークソリューションズ)

《特徴》

- ・踏切内の「人」をカメラ映像からAI処理し、物体の形状を認識。
- ・AIカメラに低照度カメラを採用することにより、夜間も鮮明な画像解析が可能。

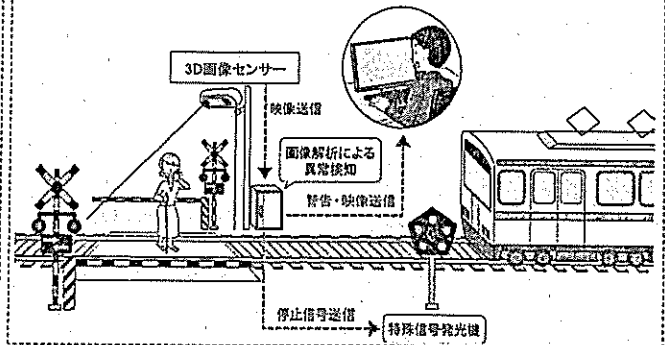


### ②3D画像解析踏切監視システム

(メーカー: コンピュータシステム研究所)

《特徴》

- ・3Dカメラを使った高精度3D画像解析システムで踏切内に取り残された人を検知。
- ・左右2つのレンズを内蔵し、左右カメラの視差により人の目と同様に距離・高さ等を認識することで高精度な検知が可能。
- ・体積の無い光や影を検知することが無いため、自然環境下に左右されない安定したパフォーマンスが期待。



政務活動記録簿 (会議・意見交換会参加)

会派・議員名 山中益敏

年 月 日	令和4年9月6日				
政務活動先	都ホテル四日市 (四階 伊勢の間)				
会議名	令和4年度 三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会				
参加者	主催者側：一見三重県知事、吉村大阪府知事、荒井奈良県知事 来賓側：国土交通省鉄道局平嶋隆司次長やJR 東海金子社長等				
参加目的	・リニア中央新幹線に関わる決議内容の確認と本県を含む最新情報の収集。				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	<p>・リニア中央新幹線の全線開通を当初の2045年から8年前倒しする整備の加速に向けた確認とこれまでの「経済財政運営と改革の基本方針 (骨太方針)」において、リニア中央新幹線の早期整備・活用を図ることや建設主体が2023年から名古屋～大阪間の環境影響評価に着手できるよう支援を行うことが明記された。</p> <p>・2037年全線開業が確実になるよう、名古屋～大阪間の早期着工。</p> <p>・2023年から環境影響評価の着手と詳細なルート及び駅位置の決定</p> <p>・広域な交通結節性と乗換利便性を確保出来る駅位置検討など。</p> <p>・この大会で決議された「リニア中央新幹線」の環境評価調査や駅位置の具体的な取組みについて本会議等で確認する。</p>				
会議参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	奈良～四日市	近鉄乗車券	奈良～四日市 (往路)	1,950	39
	奈良～四日市	近鉄特急券	奈良～四日市 (往路)	1,340	40
	四日市～奈良	近鉄乗車券	四日市～奈良 (復路)	1,950	41
	四日市～奈良	近鉄特急券	四日市～奈良 (復路)	1,340	42
	宿泊費		内訳:		
	参加費		内訳:		
	合計	6,580円 (全て政務活動費)			
備考	添付資料：写真、出席者一覧、次第				

注 会議に関する資料や会場の写真等を添付してください。

出席者一覧

1. 主催者

主催者	出席状況
リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会 会長 三原慎知事	出席
リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会 会長 原良慎知事	出席
リニア中央新幹線建設促進滋賀県期成同盟会 代表 大塚府知事	出席
リニア中央新幹線建設促進三重県・奈良県経済団体連合会 会長 三原謙司 会長 藤田進 会長 藤田進	出席
リニア中央新幹線建設促進三重県・奈良県経済団体連合会 副会長 奈良県商工会連合会 会長 藤田進	出席
リニア中央新幹線建設促進三重県・奈良県経済団体連合会 代表 奈良県商工会連合会 会長 藤田進	出席
リニア中央新幹線建設促進三重県・奈良県経済団体連合会 副代表 大阪市長 (代理 大阪府市長)	代理出席

2. 来賓

来賓	出席状況
自由民主党 超党派リニア鉄道建設特別委員会 委員長 衆議院議員 古藤 圭司	出席
自由民主党 公明党 大阪・名古屋・東京府リニア中央新幹線早期実現を目指す議員連盟 経済安全確保担当大臣 内閣府特命担当大臣 衆議院議員 高市 早苗	不出席
国土交通省 鉄道局 次長 平峰 隆司	出席
東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 金子 慎	出席
三重県議会 議長 前野 和義	出席
奈良県議会 議長 岩田 國夫	出席
大阪府議会 議長 森 和臣	出席
大阪市長 副議長 西崎 照明	出席
関西広域連合 広域連合長 和歌山知事 (代理 関西広域連合 本部長 藤島 隆)	代理出席
リニア中央新幹線建設促進関西圏協議会 会長 豊田知事 (代理 豊田知事 知事 交通局長 坂野)	代理出席
東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 宇野 謙	出席
東海旅客鉄道株式会社 専務執行役員 中央新幹線推進本部 部長 水野 孝則	出席
神奈川県 (リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会 会長)	代理出席

5. 奈良県関係

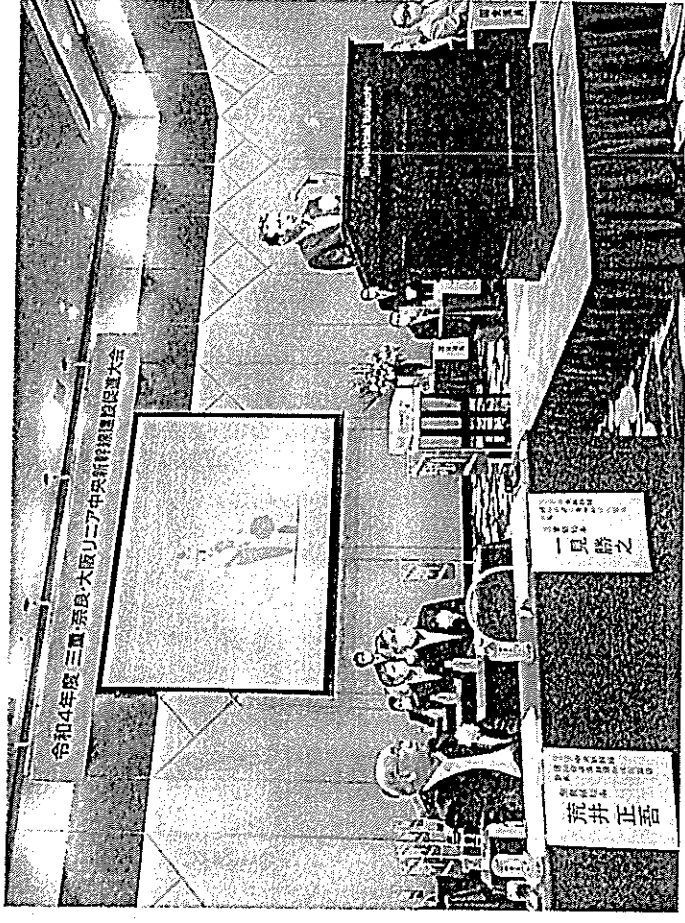
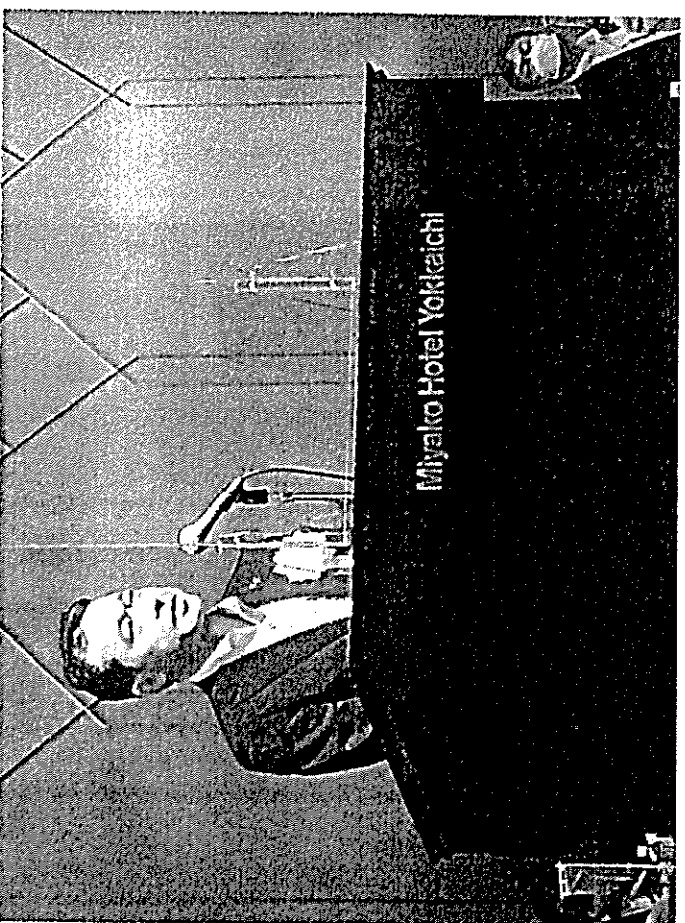
奈良県議会議員 (※議長は、「2. 来賓」に記載)

1 山中 益敏	
市町村	
1 大和郡山南市	市長 上田 清
2 上牧町	町長 今中 寛夫
3 橿原市	市長 (代理出席)
市町村議会	
1 大和郡山南市議会	議長 栗川 勇夫
2 奈良県町村議会連合会	会長 (高取町議会議員) 新藤 良夫
3 奈良市議会	議長 (代理出席)
経済団体	
1 奈良県商工会連合会	会長 松家 幾壽
2 公益社団法人奈良県八咫協会	会長 森島 和洋
3 生駒商工会事務所	
4 奈良県中小企業団体中央会	(代理出席)

6. 大阪府関係

大阪府議会議員 (※議長は、「2. 来賓」に記載)

1 佐川 理	
2 伊波 功	
3 中川 あさひ	
4 金城 克典	
5 西林 克敏	
6 中井 忠吉	
7 須田 旭	
市会議員 (※副議長は、「2. 来賓」に記載)	
1 石川 博紀	
経済団体	
1 阪神高速道路株式会社	取締役兼執行役員 山田 哲也
2 大成建設株式会社	(代理出席)
3 戸田建設株式会社 大阪支店	(代理出席)



令和4年度 三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会

日時 令和4年9月6日(火)17時00分～

会場 都ホテル四日市 4階 伊勢の間

次 第

1 開 会

2 主催者挨拶

3 ご来賓挨拶

4 ご来賓紹介

5 大会決議

6 閉 会



令和4年度 三重・奈良・大阪リニア中央新幹線  
建設促進大会 決議文(案)

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を飛躍的に短縮し、三大都市圏が一体化したスーパーメカリージョンを形成するとともに、東海道新幹線との日本の大動脈の二重系化による災害に強い国土を形成するなど、我が国の成長戦略を遂行する上で、極めて重要な社会基盤である。

全国新幹線鉄道整備法に基づき1973年に決定された基本計画及び2011年に決定された整備計画において、名古屋・大阪間の主要な経路地として「奈良市付近」と明記されており、近畿の中心部を横切る新たな大動脈として、我が国の東西二極の一極を担う近畿全体のポテンシャルを高め、国内外との対流を大きく促進させるとともに、災害に対する東海道新幹線とのリスク分散を可能とする。また、「2025年大阪・関西万博」を契機とした、大阪・関西への訪問客の増加に向けた取組みと、リニア中央新幹線の全線開業との相乗効果により、我が国のさらなる飛躍・発展につながることを期待される。

リニア中央新幹線は、全線開業してこそ効果が最大限に発揮されるものがあることから、整備を加速させるため、総額3兆円の財政投融資の活用により、当初の全線開業予定時期であった2045年から最大8年前倒しが可能となった。また、これまでの「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」において、リニア中央新幹線の早期整備・活用を図ることや、新大阪駅におけるリニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、結節機能強化等の新幹線ネットワークの充実を図ることが位置づけられた。さらに、本年6月に閣議決定された骨太の方針において、「全線開業の前倒しを図るため、建設主体が2023年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるよう、沿線自治体と連携して、必要な指導、支援を行う」ことが明記されたところである。加えて、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会への幹岡県への加盟により、沿線10都府県が一致協力して一日も早い全線開業の実現を強力に推進していくこととなり、「三重・奈良・大阪ルート」の早期事業着手に向けた、大きな第一歩を踏み出す環境が、いよいよ整ってきたところである。

今後、一日も早い全線開業の実現に向け、東京・名古屋間の工事については、工事実施計画に基づき着実に事業を進め、早期整備を図るとともに、同区間の連携で時間を要している中でも、名古屋・大阪間については、一刻も早く、環境影響評価の手続きを始め、「奈良市付近」を主要な経路地とした基本計画及び整備計画に基づき、ルート・駅位置を早期に確定し、開業8年前倒しを現実のものとしていくことが必要である。

名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定により、三重県及び奈良県においては、地元における様々な協力体制の構築と、駅周辺のまちづくり・駅交通アクセスの検討に着手することが可能となり、大阪府においても、地元自治体の協力体制の構築と新幹線等の広域交通ネットワークの一大ハブ拠点にふさわしいターミナル駅として、駅の機能強化を図るため、今後、駅周辺地域のまちづくりの検討を具体化していくことが可能となる。

以上を踏まえ、三重県、奈良県、大阪府の自治体及び経済団体が一九〇となり、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」等による取組みを進めるとともに、国との連携を図り、東海旅客鉄道株式会社に協力していくこととし、以下の事項について、強力に働きかけるものとする。

1. リニア中央新幹線の全線開業による経済効果を最大限発揮させるため、まずは当初の全線開業予定時期であった2045年から8年前倒しの2037年全線開業が現実なものとなるよう、工期短縮に資する工事の準備を最大限進め、名古屋・大阪間の工事に早期に着工することにより、一日も早い全線開業を実現すること。
2. 基本計画及び整備計画に示された「三重・奈良・大阪ルート」を前提とした、概略のルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携、協力して迅速に進め、骨太の方針に記載のとおり、名古屋・大阪間の環境影響評価の手続きを2023年から着手すること。そのうえで、詳細なルート及び駅位置を早期に確定すること。
3. 駅位置の検討に際しては、その効果が近畿全体のみならず広域に及ぶ交通結節性の高い位置とするとともに、乗換利便性を十分に確保すること。特に、大阪のターミナル駅については、地域の理解を得つつ関係者と連携して、利用者利便性やまちづくり等を考慮すること。

以上、決議する。

2022年9月6日

リニア中央新幹線建設促進三重県・奈良県期成同盟会  
リニア中央新幹線建設促進奈良県経済団体連合協議会  
リニア中央新幹線建設促進三重県・奈良県経済団体連合協議会  
リニア中央新幹線早期全線開業実現協議会

第11号様式 (第5条関係)

政務活動記録簿 (県外・県内視察)

会派・議員名 山中 益 敏

年 月 日	令和5年2月2日				
政務活動先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院第二会館</li> <li>・有楽町朝日ホール</li> </ul>				
政務活動の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化観光推進事業、日本博 2.0 を調査</li> <li>・日中交流二千年アジアをつなぐ美と精神展記念シンポジウム視察</li> </ul>				
相手方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁 文化経済・国際課 杉野室長、政策課 小此鬼専門官</li> <li>・美と精神 荒井知事・基調講演 (杜鵬飛副館長) ・パネルディスカッション (荒井知事、青柳所長、根立学芸政策顧問)</li> </ul>				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本博 2.0 を契機とする文化資源コンテンツ創成事業について学ぶ</li> <li>日本博では、最高峰の文化財資源等を活用し、インバウンド政策に連動する内容。2025年の関西万博に向けて、2023、2024年準備、そして本番、2026年以降も取組みが継続する内容として申請する。</li> <li>・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業について、「いかす・なら地域計画」の策定に向けた取組み等を確認。</li> <li>・「日中交流二千年アジアをつなぐ美と精神」展の記念シンポジウムを拝聴。</li> <li>「文化観光推進事業」や「日本博 2.0」を通して、今後の観光戦略の在り方を学び、具体的な取組へ繋げる。</li> </ul>				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	奈良～京都	近鉄 乗車券特急券	奈良～京都 (往路)	1,160	70
	京都～東京	JR 乗車券特急券	京都～東京 (往路)	13,970	70
	東京～京都	JR 乗車券特急券	東京～京都 (復路)	13,970	70
	京都～奈良	近鉄 乗車券特急券	京都～奈良 (復路)	1,160	70
	宿泊費	円			
	会費	円	内訳:		
	合計	30,260円 (全て政務活動費)			
備考	添付資料: 視察状況写真・説明担当者の名刺				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



文化庁文化経済・国際課  
新文化芸術創造室長  
(「日本博」担当室長)

杉野 可愛

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
旧文部省庁舎 5階

Tel : 03-5253-4111(内線4831)  
03-6734-4831(直通)

Fax : 03-6734-3816

Mail



文化庁政策課 専門官

小此鬼 洋平

OKONOGI Yohei

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
旧文部省庁舎 5階

Tel : 03-5253-4111 [内線 4464]  
03-6734-2809 [直通]

Mail



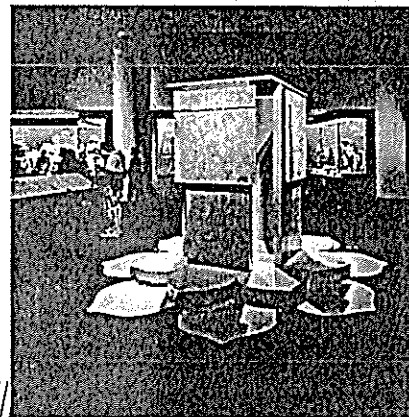
日中交流二千年

アジアをつなぐ  
美と精神

【跨越両国的审美：日本与中国汉唐时期文化交流】

会期 2022年9月24日～12月4日

会場 清華大学芸術博物館(中国・北京)



「日中交流二千年 アジアをつなぐ美と精神」展  
記念シンポジウム

2023年2月2日(木)

開場 13:15 開会 14:00～16:00(終了予定)

会場：有楽町朝日ホール(東京都千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオン11階)

奈良県は、日中国交正常化50周年の節目にあたる2022年秋、友好提携を結んだ中華人民共和国・清華大学と共同で、日中交流の長い歴史をテーマとした展覧会を北京の同大学芸術博物館で開催しました。

本展では、奈良県立橿原考古学研究所が保管する県内出土の考古資料を中心に、日中交流の歴史を物語る作品108件、中国国内からは遣唐使などの古代日本にゆかりのある文物67件を出陳。高松塚古墳壁画や法隆寺金堂壁画を復元した高精細複製陶板を公開しました。両国の歩みの中で重要な位置を占めてきた奈良の魅力を再認識、新発見できる展覧会として大好評を頂きました。

この記念シンポジウムでは、本展の開催を通じて得られた知見や文化交流の成果について、奈良県知事はじめ、本展を企画した日中の関係者に語り合っていただきます。



1 主催者挨拶 (10分)

奈良県知事  
荒井 正吾

清華大学副学長  
王 宏伟 氏  
\*VTR放映(日本語字幕付き)



2 来賓挨拶 (5分)

在日本国中華人民共和国大使館  
公使参事官(文化担当)  
陳 諍 氏

3 展覧会成果報告 (25分)

奈良県立橿原考古学研究所主任研究員  
坂 靖



4 基調講演 (20分)

清華大学教授/清華大学芸術博物館常務副館長  
杜 鵬飛 氏



5 パネルディスカッション (30分)  
テーマ:  
『日中交流の原点を探る』

奈良県知事  
荒井 正吾

奈良県立橿原考古学研究所所長/  
元文化庁長官 \*ファシリテーター  
青柳 正規

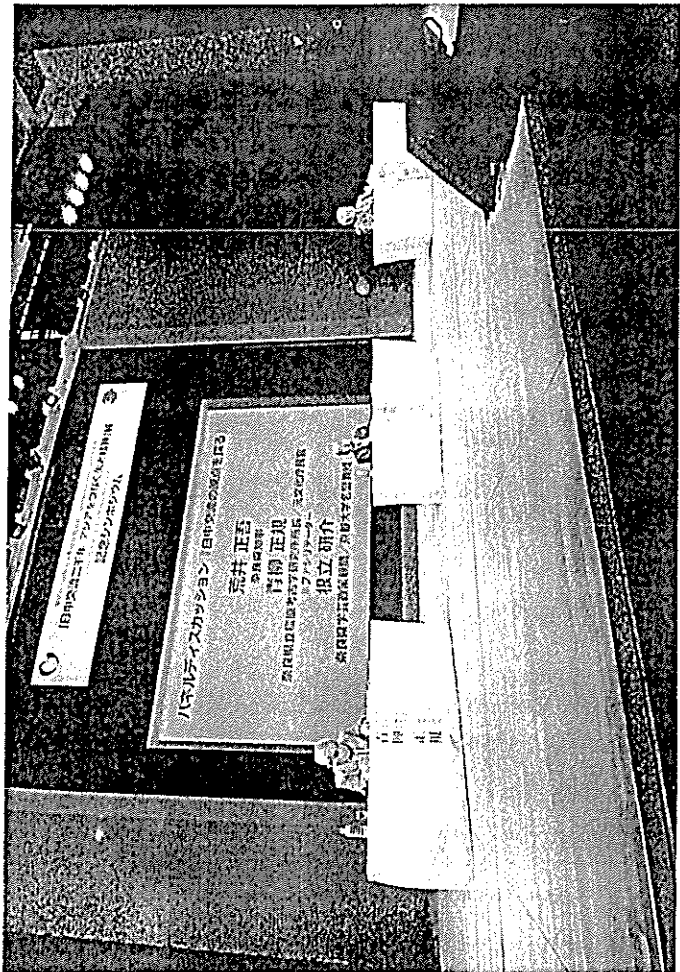
奈良県学芸政策顧問/  
京都大学名誉教授  
根立 研介

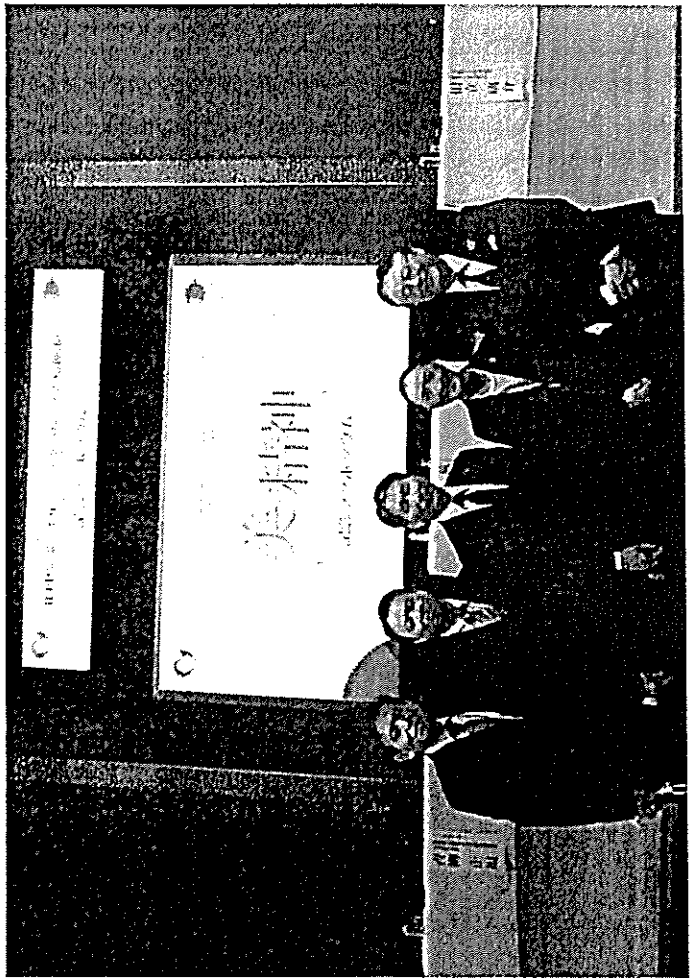
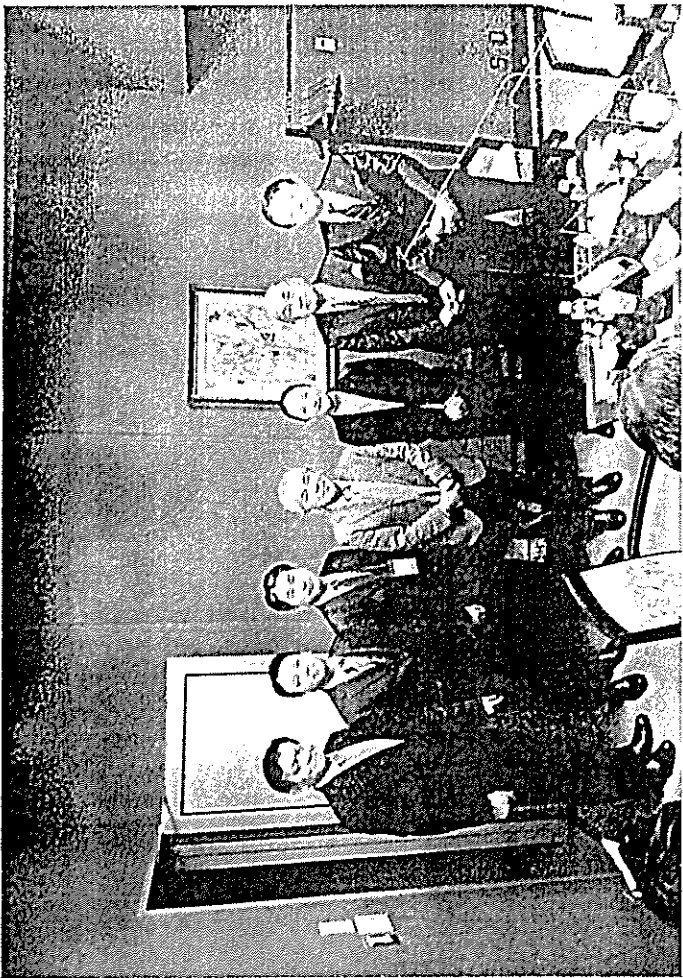


※ プログラム及び出演者は予告なく変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

/ MEMO /









11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 山中 益 敏

年 月 日	令和5年3月1日			
年会費名	森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟			
相手方	森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	100% すべて政務活動費			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 森林・林業・林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う。 「森林政策に関する勉強会」をウェブ会議にて開催。 奈良県林業政策の現況と展望について研修する。</p> <p>◆本会の活動頻度 令和4年9月6日に「森林政策に関する勉強会」各市町村への「森林・林業・林産業活性化促進議員連盟」の結成に向けた呼び掛けを随時行う。</p> <p>◆効果等について 林産業等の活性化を推進した。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	別紙参照			86
		合計 2,980円 50,660÷17人=2,980円を充当		
備考	添付資料：森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書、規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書  
(令和4年度)

収入の部

(単位：円)

項 目	収 入 済 額	説 明
前年よりの繰越金	322,603	前期残高(令和4年3月31日現在)
会 費 @ 1,000円	170,000	(R4.4~R5.1) 1,000円×17人×10ヶ月 = 170,000円 延べ 170人
利 息	3	R4.8.22:1円 R5.2.20:2円
合 計	492,606	

支出の部

(単位：円)

項 目	支 出 済 額	説 明
負担金	50,660	森林・林業・林産業活性化促進地方議 員連盟全国連絡会議 令和4年度年会費  年会費50,000円+振込手数料660円
合 計	50,660	

差引残高

441,946円

令和5年3月1日

会 長 田 中 惟 允



充当額 = 50,660円 ÷ 17人 = 2,980円

## 森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約

### (名称)

第1条 本連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）「以下（連盟）という。」と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

### (目的)

第2条 本連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

### (事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、第2条の目的達成に必要な事項

### (組織)

第4条 本連盟は、目的に賛意を表する奈良県議会議員をもって構成する。

### (役員)

第5条 連盟に、次の役員を置く。

会 長 1名  
副 会 長 1名  
幹 事 長 1名  
幹 事 数名  
監 事 1名

- 2 会長は、議員連盟を代表する。
- 3 監査は、議員連盟の会計を監査する。

### (役員を選任)

第6条 役員は、会員の中から互選する。

### (役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (総会の招集)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

第10条 連盟に顧問を置くことがある。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 連盟の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第13条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日終わるものとし、事業年度毎に予算及び決算の承認を総会で受けなければならない。

第14条 本規約に定めのない事項は、幹事会において、協議のうえ定める。

#### 付 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

# 森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟名簿

令和4年9月16日現在

職名	氏名	選挙区	備考
会長	田中 惟允	宇陀市・宇陀郡	自由民主党
副会長	山中 益敏	奈良市・山辺郡	公明党
幹事長	浦西 敦史	吉野郡	自民党 倭
	亀甲 義明	橿原市・高市郡	公明党
	川口 延良	天理市	自民党連合・創生
	疋田 進一	奈良市・山辺郡	無所属
	池田 慎久	奈良市・山辺郡	自由民主党
	乾 浩之	北葛城郡	自民党 倭
	大国 正博	奈良市・山辺郡	公明党
	西川 均	葛城市	自民党連合・創生
	山本 進章	橿原市・高市郡	自民党 倭
	和田 恵治	桜井市	自民党連合・創生
	荻田 義雄	奈良市・山辺郡	自民党連合・創生
	岩田 国夫	天理市	自民党 倭
	今井 光子	北葛城郡	日本共産党
	秋本 登志嗣	五條市	自民党連合・創生
	川口 正志	御所市	自民党連合・創生

計17名